

芦屋市学校運営協議会 運営マニュアル

～地域とともにある学校づくりをめざして～



令和6年4月
芦屋市教育委員会

運営マニュアルの作成にあたって



芦屋市では、令和6年度から市内全公立小中学校に学校運営協議会を設置します。

この「運営マニュアル」は、各小中学校における「学校運営協議会」の設置及び運営を、円滑に進めるために作成したものです。

芦屋市学校運営協議会に関わるすべての関係者が、本マニュアルを参考に、「地域とともにある学校づくり」をさらに進めて頂ければ幸いです。

本マニュアルには、芦屋市学校運営協議会の基本的な考え方や、学校運営協議会を進める上での具体的な留意点について記載しています。

なお、本マニュアルを活用するにあたり、ご不明な点等がありましたら、芦屋市教育委員会学校教育部学校教育課までお問合せください。

芦屋市教育委員会教育部学校教育室学校教育課

TEL 0797-38-2087

目次

はじめに	3
I 芦屋市がめざす学校運営協議会	4
II 学校運営協議会制度と学校評議員制度の違い	5
III 芦屋市学校運営協議会の具体的な留意点（Q&A）	
1 年間計画	6
2 学校運営協議会委員の推薦及び任命	7
3 会長及び副会長の選出	9
4 基本方針の承認	10
5 学校運営等に関する意見の申し出	11
6 学校運営等に関する評価	12
7 守秘義務について	12
8 情報の公開	13
IV 芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則	14
V 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）	18
VI 芦屋市学校運営協議会の設置等に関する要綱	20
VII 関連提出書様式	

はじめに



学校を地域に開き、保護者や地域住民等の協力を得ながら、学校、保護者、地域住民の三者が連携してよりよい学校づくりを目指す取り組みが全国各地で行われています。こうした取り組みを制度的にバックアップし、三者の関係をより深化させる仕組みが学校運営協議会です。この学校運営協議会は、平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の改正により成立した仕組みであり、その後平成29年の改正により、各教育委員会に対して、学校運営協議会の設置が努力義務となり、より一層、保護者や地域住民等が学校運営に参画することが求められるようになりました。

学校運営協議会（通称：コミュニティスクール）は、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、それぞれが役割を担って協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための法律に基づいた仕組みとなっています。

そこで、学校運営協議会を推進することによって、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、さらに三者が一体となって学校運営の改善と児童生徒の健全育成に取り組んでいきます。

☆コミュニティ・スクールの名称について☆

「コミュニティ・スクール」の名称は、法令上正式名称ではありません。
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5に示されている「学校運営協議会」が設置された学校の通称として、「コミュニティ・スクール」という言葉が用いられ、また同時に学校運営協議会制度そのものも「コミュニティ・スクール」と呼ばれています。

なお、芦屋市ではすでにコミュニティ・スクールの名称を用いた活動が行われているため、「学校運営協議会」の名称を用います。

芦屋市がめざす学校運営協議会



●芦屋市の背景

「地域とともにある学校づくり」をさらに進めるにあたり、芦屋市においてこれまで地域が関わってきた活動として、

- 近所に住む人達が自主的に運営している自治会、
- 昭和52年から文化活動・スポーツ活動など地域活動を通じて心豊かな町づくりを進めてきたコミスク、
- 平成22年から家庭・地域が力を合わせて学校支援をする学校支援ボランティア、
- 小学校の子どもたちの放課後が安心・安全に過ごし多様な体験ができるように芦屋市が行っている「あしやキッズスクエア」等があり、様々な立場から子どもたちのために関わってくれています。自身の子どもが通っている時から学校にかかわり、その後も登下校見守りや、読み聞かせボランティアなどでずっと関わってくれる大人の多い地域です。住みやすい町として、親子にわたって住み続けている人が多いのも特徴です。

現在各学校に設置されている学校評議員会は、委員から皆さんの意向を伺う機関です。さらに積極的に学校運営に参画できる学校運営協議会を設置し、これらの組織を活用し、学校・地域住民・保護者とともに学校運営を進めていきます。

●芦屋市学校運営協議会の趣旨

学校運営協議会の一番の機能は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすることです。このことを通して、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の「当事者」として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参画することができます。また、社会総がかりで教育の実現を図るうえで学校は地域と共に発展していくことが重要です。学校運営協議会制度は法律に基づく制度ですから、学校と地域の連携・協働が組織的・継続的に確立され、学校支援にとどまらず、地域の特性を生かした学校づくりや、課題解決に向けた取り組みを進めることができます。

芦屋市は、これまで、コミスク、自治会、学校支援ボランティアなど地域で活発に行われている様々な活動が学校と深く関わってきました。芦屋市の学校運営協議会は「子どもたちの健全育成」を第一に、学校・家庭・地域の連携をさらに強め、地域とともにある学校づくりを進めていきます。

学校運営協議会制度と学校評議員制度の違い



	学校運営協議会制度	学校評議員制度
目的	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。
位置付け	学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関で、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施する。	校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではない。
法律等	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 芦屋市学校運営協議会の設置に関する規則	学校教育法施行規則第49条
委員	地域の住民・保護者 その他教育委員会が必要と認める者	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解および識見を有する者のうちから、校長の推薦により設置者が委託
主な内容	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べるができる。 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。

出典【文部科学省】

芦屋市学校運営協議会運営の具体的な留意点



芦屋市学校運営協議会の導入に向け、委員の選出、基本方針の承認や意見をもとに、どのように学校運営や教育活動を展開していくべきか、年間活動の流れの具体的な留意点等を示します。

1 年間計画（例）

年	月	学校運営協議会
前年度	～ 3月	○学校運営協議会設置の準備 ○会長候補者の選出（依頼と内諾） ○副会長候補者の選出（依頼と内諾） ○委員候補者の選出（依頼と内諾）
1学期	4月	○委員推薦書を教育委員会へ提出 ○教育委員会が委員を委嘱又は任命 ○第1回開催通知 ○第1回協議会準備
	5月	第1回学校運営協議会 ※5月のできるだけ早い段階が望ましい ○協議会の趣旨説明、委員紹介 ●今年度の学校運営の基本方針承認【必須】 ○学校や地域の課題等の協議・活動
2学期	7月～ 12月	第2回学校運営協議会 ○学校や地域の課題等の協議・活動 ○学校の教育活動についての支援・参画・参観に関する協議 ○地域と連携した教育活動の検討
3学期	1月～ 3月	第3回学校運営協議会 ○今年度の取り組みの成果と課題について意見交換 ○今年度の学校の運営状況等についての評価（学校評価） ○次年度の学校運営の基本方針についての協議 ○次年度の委員選出

※「学校運営の基本方針の承認」は必須です。学校運営を円滑に行うためにも、年度当初に行ってください。

2 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱又は任命

(1) 委員の選出

協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他教育委員会が適当と認める者
(芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則 第8条)

芦屋市学校運営協議会の趣旨に照らし、学校運営協議会の委員構成には、児童又は生徒の保護者と地域住民の代表者が不可欠です。



Q

委員は、校長が推薦することになっていますが、保護者や地域住民の中から委員を選出する場合、どのような方が望ましいですか。

A

学校運営協議会は、保護者や地域住民が学校運営に参画することが大きな特徴となっています。そのことから、委員には学校の教育活動に対する日頃からの関心が大切になります。また、共に活動できる協調性や行動力も必要となります。例えば、次のような人がふさわしいと考えます。

- これまで学校の教育活動に積極的に参加した人
 - 子どもとの関わりに熱心で行動的な人
 - 協調性があり、話し合ったことをもとに建設的な考えがもてる人
 - 社会貢献活動や地域のイベントに進んで参加している人
- そのため、充て職による委員の選出は望ましくないと考えます。
これまで、学校評議員を務めた方を選出することも考えられます。

（２）委員の任期

委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則 第９条）

地域と学校がともにつくる学校運営協議会では、活発な議論、積極的な参画等が大切になります。複数年の任期にした場合、組織の停滞化等による実働性の低下が心配されます。そこで任期は１年としました。一方で、保護者や地域住民の代表として積極的に活動している委員には、継続していただきたいと考え再任を妨げないことも明文化しました。



Q

「再任を妨げない。」とありますが、具体的な理由は？

A

校長をはじめ学校の職員には異動があり、長い間、その学校に関わることができない場合があります。それに対し、保護者や地域住民の方々は、その地域・学校とのかかわりも長く続きます。学校での充実した教育活動や地域の教育力の向上及び地域活性化等を図るためには、計画的かつ継続的な取り組みも必要となります。

そのことから、前向きな考えで積極的に活動する委員には、学校や地域のために委員として長く活躍していただきたいと考えます。

ただし、委員の固定からの発展的な議論ができなくなる等の問題に対しては、常に気を配ることが大切です。

3 会長及び副会長の選出

協議会に会長及び副会長を置く。会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。

（芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則 第11条）

学校運営協議会を代表する立場として、それぞれの協議会に会長を1名置くことになります。また、会長の補佐役又は不在の場合に代理を務める副会長を1名置きます。



Q

学校運営協議会の会長には、どのような人が望ましいですか？また、会長・副会長は、具体的にどのようなことをしますか。

A

会長は、協議会での各委員の意見をまとめるとともに、その内容は対外的に発信しなくてはなりません。そこでふさわしい人材としては、

○学校・家庭・地域のそれぞれの立場について理解ができ、連携を進めることができる人

○話し合いをまとめる等、コーディネートができる人などが考えられます。

また、会長の職務には、主に次のようなことがあります。

- ・学校運営協議会の開催について委員を招集すること。
- ・学校運営協議会での協議を進行し、意見をまとめること。
- ・教育委員会への意見の申出について代表者となること。

これら以外に、対外的に当該校の学校運営協議会として意見を述べる場合がある場合には、会長の職務となります。なお、副会長はこれら職務の補佐及び代理を行います。

4 基本方針の承認

対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営に関すること。
- (2) 教育課程に編成に関すること。
- (3) その他対象学校の校長が必要と認めること。

(芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則 第4条)

学校運営協議会における保護者・地域住民の学校運営の参画について、その要となるのがこの権限・機能であり、学校運営協議会が必ず行うこと（必須）として定められています。

具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。

Q1



「基本方針への承認」は、必ず行う必要がありますか？

A1

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）」に、学校運営協議会が必ず行うこと（必須）として、この「基本方針への承認」があります。

Q2



1年間の協議を基に「基本方針への承認」を行うとすれば、年度末に行ってもよいですか？

A2

「基本方針への承認」は、年度始めに行うことが適当と考えます。

承認を受けるのは、学校運営の実務者である校長ですが、校長は年度替わりで異動することがあります。そのため、年度末に承認を受けても、次年度はちがう校長のもとに学校運営協議会が行われる場合があります。



Q3

学校運営協議会における「基本方針への承認」は、どう行えばよいですか。

A3

「基本方針への承認」は学校運営協議会において、委員の総意のもと、会長が取りまとめて承認を行うことになります。

具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。

5 学校運営等に関する意見の申し出

協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

（芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則 第5条）

学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させるべきと考えます。意見の内容としては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）」の規定に示してある、学校運営協議会の権限・機能のうち「教職員の任用に関すること」については、「学校の運営に関する基本的な実現に資する事項であって、教育上の課題の解決を図るためのこと」としました。めざす教育方針を実現させるための学校の特色に応じた一般的な内容であって、個人が特定されるような意見は含みません。



Q

教育委員会への意見について、提出時期又は期間
はありますか？

A

意見の提出時期又は期間は特に設けません。学校運営協議会において意見がまとまり、意見提出書が作成されましたら、芦屋市教育委員会学校教育
部学校教育課まで、提出してください。

6 学校運営等に関する評価

協議会は、毎年1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則 第6条）

これまで各学校が行ってきた評価機能を受け継ぐものとし、評価の具体的な方法については、今までと同様と考えます。

ただし、学校運営協議会は、チェック機能としての評価だけでなく、学校運営におけるPDCAサイクルの全てに対して当事者意識をもって参画することが望まれます。

7 守秘義務について

委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則 第10条）

保護者や地域住民等が学校運営協議会委員として知り得る情報には、個人情報も含め公にすることが望ましくないものもあります。

職務上知り得たことを外部に漏らさないことを「守秘義務」といいます。

学校運営協議会においては、児童生徒に関することも多く話されますので、人権上の配慮からこの「守秘義務」の徹底を強く図りたいと考えます、

8 情報の公開

協議会は、原則として公開する。ただし、特別の事情があるときは非公開とすることができる。

（芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則 第13条）

本市における学校運営協議会での協議内容については、原則公開と考えています。

「地域とともにある学校」を目指す上で、保護者や地域住民が同じビジョンをもって進めていくことはとても大切です。会議の傍聴や協議内容の公開は、その考え方に従って実施していくことになります。

なお、会議の開催通知や協議内容（議事録）等の情報については各学校の「学校だより」やホームページに掲載することも有効かと考えます。ただし、協議内容によっては個人情報等に関わる場合もあり、非公開とすることも可能です。



Q

協議内容（議事録）を学校だよりやホームページに掲載する場合に配慮することはありますか？

A

情報の公開においては、個人情報の流出及びプライバシーの侵害になること、また風評やいじめにつながる等の人権上の問題になることに対して十分配慮してください。

また議事録ですが、委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において決定したことをまとめ、情報として公開してください。

芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則



(目的)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、芦屋市立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や健全育成に取り組むものとする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨にのっとり、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、地域住民等の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べるができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任

用に関する事項（特定の個人に関することを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。この場合において、第8条第1項第4号の委員は、当該評価に係る議事に加わることができない。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること。

- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（委員の委嘱又は任命）

第8条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者

- (2) 対象学校の所在する地域の住民

- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

- (4) 対象学校の教職員

- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他教育委員会が適当と認める者

- 2 委員の定数は、1の対象学校につき15名以内において、当該対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

- 3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、第1項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

- 4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱又は任命するものとする。

（任期）

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第4項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会は、会長が対象学校の校長と協議の上、開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、原則として公開とする。ただし、特別の事情があるときは非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講ずるものと

する。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解嘱又は解任)

第16条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱又は解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があった場合
- (2) 委員が第10条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） 第四十七条の五

第四節 学校運営協議会

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校に運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手続き及び任期、学校運営協議会の議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

芦屋市学校運営協議会の設置等に関する要綱



(目的)

第1条 この要綱は芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和6年教育委員会規則第2号。以下「設置規則」という。）の規定に基づく協議会の事務の取扱に関し、必要な事項を定める。

(委員報酬)

第2条 設置規則第8条に定める協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬は、年額3,000円とする。

2 委員の委嘱又は解任が年度若しくは月の途中の場合、報酬の支給額は、次の各号により計算する。

(1) 1年に満たない場合は、月割計算とする。

(2) 1月に満たない端数は、1月とする。

(委員の出席)

第3条 委員の会議への出席は、オンラインでの参加も可能とする。

(報告)

第4条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果についての情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。